

# 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正（案）の概要について

## 1 計画修正の趣旨

原子力災害対策指針の改正（平成27年4月）など国の各種制度改正に伴う規定の整備を行うとともに、原子力災害時における道の応急活動体制の強化等を図るため、所要の修正を行う。

## 2 改正の概要

### （1）原子力災害対策指針の改正に伴う修正

#### ア SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の運用

避難等の防護措置の判断においては、緊急時モニタリングによる実測値によるものとし、SPEEDIによる拡散予測計算結果は活用しないことされたことから、関係規定を削除

#### イ UPZ外の防護措置

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外の市町村においても、屋内退避を実施する旨の規定を追加

### （2）原子力災害時における道の体制強化

#### ア 緊急時の応急活動体制の早期立ち上げ

円滑かつ迅速な住民避難等を行うため、本部の設置や職員の配備を一段階早め、施設敷地緊急事態において災害対策本部を設置する体制とする。

	情報収集事態	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
現 行	情報連絡体制	第1非常配備	警戒本部 (現地警戒本部)	災害対策本部 (現地災害対策本部)
修正後	第1非常配備	警戒本部 (現地警戒本部)	災害対策本部 (現地災害対策本部)	

#### イ 要配慮者施設に係る避難体制の新設

要配慮者施設（医療機関、社会福祉施設等）における避難対策の重要性に鑑み、災害対策本部等における保健福祉班の分掌事務として、これらの施設における避難先の調整業務を追加

### （3）その他制度改正

#### ア 新オフサイトセンター（OFC）の開設に伴う代替OFCの指定

新OFCの開設（平成27年夏頃供用開始予定）に伴い、代替OFCとして2カ所（※）を新たに指定する。（※）喜茂別町農業環境改善センター、寿都町総合文化センター

#### イ 避難退域時検査の実施

放射性物質放出後に避難等の指示を受けた住民について、放射性物質の付着状況を検査し、圏外への移動に問題がないことを確認する「避難退域時検査」に係る規定を追加

#### ウ 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避

避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者について、町村長の判断により、一定期間、放射線防護対策施設や放射線の遮蔽効果が高いコンクリート建物での屋内退避を実施する旨の規定を追加（避難先での受入体制等を十分に整えた後に、健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を実施）

#### エ 緊急時モニタリング体制の修正

国の緊急時モニタリングセンター設置要領の策定（平成26年10月）を踏まえ、道の緊急時モニタリングに関する関係規定を修正

## 3 今後のスケジュール

- 5月28日           ～ 北海道防災会議幹事会
- 6月中旬（予定）～ 北海道防災会議